

市廃審 第26-009号
平成26年11月18日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会 長 三 橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第72回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

【会議録（概要）】

- 〔会議名称〕 第 72 回市川市廃棄物減量等推進審議会
- 〔開催日時〕 平成 26 年 10 月 16 日（木） 午前 10 時 00 分～11 時 45 分
- 〔開催場所〕 市川市役所本庁 5 階 理事者控室
- 〔出席委員〕 三橋規宏、松本定子、代谷陽子、金子俊郎、福島満、岩田元一、
原木一正、安東紀美代、柳沢泰子、稲垣操、石井静雄、宮方英二
- 〔事務局等〕 循環型社会推進課
課長：竹中秀成、主幹：佐藤伸一
副主幹：宮田圭一、松丸宏、佐久間剛
主査：三浦詳子
主任主事：堀川望
- 〔同席者〕 環境清掃部 部長：石井正夫、次長：松崎順子
清掃事業課 課長：村越邦光 主幹：海野淳彦
クリーンセンター 所長：川島俊介、副参事：藤田泰博
主任主事：吉川雅史
- 〔配布資料〕 資料 1 ごみの減量・資源化に向けた施策の方向性（案）
について（重点施策 4・5）
資料 2 その他重点的に取り組むべき事項について（案）
資料 3 不適正排出対策の強化について
資料 4 分別収集体制の見直しについて
資料 5 クリーンセンターの建て替え計画の具体化について
参考資料 じゅんかんニュース（第 23 号）
- 〔会議次第〕 1. 開会
2. 議題
1) 市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について(審議)
2) その他
3. 閉会
- 〔特記事項〕 なし
- 〔会議概要〕事務局から配布資料の説明を行うと共に各委員からの質疑に回答する形で審議会を進めた。

【会議録（詳細）】

<開会> 午前 10 時 00 分

【三橋会長】

それでは、只今から第 72 回市川市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。
本日の会議を始めるにあたって、事務局から報告事項がありましたらお願いいたします。

<会議成立要件>

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

本日の会議につきましては、金子正委員、石原委員、島村委員の 3 名の方が欠席されておりますが、委員 15 名の方の半数以上が出席でございます。本審議会規則第 3 条第 2 項に定めます会議開催の要件を満たしておりますので、本会議は成立いたします。

なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承ください。以上でございます。

<審議・議題 1>

【三橋会長】

それでは、大久保市長から諮問がありました市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について第 5 回目の審議を始めたいと思います。

本日の審議の進め方ですが、前回の審議内容について確認していただいた後、その他重点的に取り組むべき事項などについて審議していただきたいと思います。

議題 1 として、市川市一般廃棄物処理基本計画の改定について、事務局から配布資料の説明をお願いしたいと思います。

<資料 1 説明>

（資料 1）

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

はじめに前回の会議内容について説明いたします。

資料 1 をご覧ください。

前回の会議におきましては、ごみの減量・資源化に向けた施策の方向性の案として、「経済的手法の活用」と、「事業系ごみの減量・資源化対策」について、ご審議いただきました。

この資料は、その重点施策の案の概要と主なご意見をまとめたものでございますが、本

日は、いただいたご意見を中心にご説明させていただきます。

重点施策の4つ目である「経済的手法の活用」についてでございますが、現状と課題といたしまして、本市といたしましては、本市におけるごみ処理の現状と課題を踏まえてごみの発生が少ないライフスタイルへの転換につながる、より効果的な動機付けの仕組みが必要と考えられること、また、市民サービスに対する費用負担や排出者における役割と責任の分担の公平性を確保していく観点から、施策の方向性の案といたしまして、家庭ごみ有料化制度の導入に向けた検討を進めることを、ご説明させていただきました。

これに関する主なご意見といたしまして、

まず、全般的事項や、有料化の理由、市民への説明等につきましては、

- ・様々な問題があるが、答申では有料化の方向というものを考えていくべきではないかと思う。
- ・有料化導入について、答申に盛り込むのであれば、その理由を明確に記述する必要がある。
- ・市川市で家庭ごみの有料化が何故必要なのかを分かりやすく市民に知らせることは当然である。
- ・個人的には有料化は非常に有効と思うが、市民アンケートで賛成が少ない現在の状況では、市民を納得させるには説得力が乏しいと感じる。
- ・市民の声は反対が多いので、納得してもらうような作業が必要である。
- ・有料化について、キャンペーンや啓蒙的な会合等、市民とともに考える機会を設けるのがよいのではないか。

2ページ目をお願いいたします。

つぎに、不法投棄・不適正排出についてでございますが、

- ・家庭ごみの有料化はいたしかたないが、有料化を導入する場合、不法投棄が増加すると思う。
- ・不法投棄対策については、有料化を実施している自治体を参考にした方がよい。
- ・現在の市川市のごみ事情を考えると有料化は仕方がないが、それ以前に不法投棄や不適正排出対策が必要である。ルールを守らずにごみを出す人が未だ多くいるので、その辺の意識の改革が必要である。
- ・有料化についても自治会の協力が必要なので、自治会を通じて、排出ルールの遵守を啓発していかないといけない。

その他にも、

- ・仮に家庭ごみ有料化制度を導入する場合、様々な配慮すべきことがある。
- ・有料化を実施する場合は、その手数料水準について他市の状況を調査した上で、どの位が適切かという具体的な作業に取り組んでもらわないといけない。

といったご意見をいただいたところでございます。

(参考資料)

ここで、参考資料として配付しました、新聞記事（平成 26 年 9 月 30 日(火)朝日新聞朝刊(東京東部版 27 面)) をご覧ください。

これは、三橋会長からご紹介いただいたもので、9 月 30 日の朝日新聞の東京の地域面に掲載された記事でございます。

東京都の 23 区よりも西側でございます多摩地域の多くの自治体では、最終処分の問題や、清掃工場の老朽化を背景に、家庭ごみの有料化を進めているというもので、東大和市では 10 月から、可燃ごみ等の有料化が行われ、40 リットルのごみ袋が 1 枚 80 円であることや、昨年 6 月に有料化した国分寺市では、その効果として、燃やせるごみが 16.8% 減少したことなどが紹介されております。

多摩地域における有料化導入の理由については、本市における導入理由にも共通する部分が多いものと捉えておりますが、多摩地域の 25 市 1 町では、一部事務組合を組織し、協同して、最終処分場と、焼却灰をエコセメント化する再資源化施設を設置、運営しているのに対して、本市は、そもそも最終処分場を自前で持っておらず、焼却灰等の埋立処分や資源化については、すべて市外の民間の処理施設に頼っている状況にあります。

ごみの最終処分という面からは、多摩地域の市町村よりも厳しい状況にあると受け止めており、また、そう遠くない将来に、クリーンセンターの建て替えが必要という状況も含めて考えれば、本市において家庭ごみ有料化制度導入の必要性はあると考えられます。

しかし、一方で、本市の現状と課題や、ごみ減量の必要性については、まだ十分に市民に伝わっていないとのご指摘もあるところでございます。

市民への説明をはじめ、懸念される課題への対応に関しましては、松本副会長より、今年の 2 月から家庭ごみの有料化を実施した千葉市での取組みについて、情報を提供していただきましたが、家庭ごみ有料化の検討にあたっては、他の市町村の事例も参考に、市民に分かりやすく説明したり、市民からご意見やご質問を伺う機会を設け、市民の理解と協力を得て参りたいと考えております。

また、有料化制度を導入する場合、不法投棄の増加など、懸念される問題点もございしますので、その対応につきましても、併せて取り組んでいきたいと考えております。

(資料 1 つづき)

つづきまして、3 ページ目をご覧ください。

重点施策の 5 つ目の「事業系ごみの減量・資源化対策」につきましては、現状と課題といたしまして、大規模事業所に比べて中小規模の事業所での資源化の取り組みは遅れていることや、クリーンセンターへ搬入される事業系ごみに古紙等の資源物の混入が見られることから、事業系ごみ全体の減量・資源化を促進するための環境づくりや排出事業者責任の強化を図っていく必要がございます。

施策の方向性の案といたしまして、

- ①一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者と連携し、排出事業者への広報・啓発の強化をしていくこと。

- ②中小事業所向けの資源回収の受け皿づくり等により、分別・資源化の取り組みを誘導・支援すること。
- ③資源物や産業廃棄物の混入など、基本的な排出ルールに違反したごみの搬入対策を進めること
- の3点をご説明させていただきました。

これに関する主なご意見といたしまして、
広報・啓発等につきましては、

- ・事務所や飲食店など業種毎に排出量などの特徴があれば、広報等の啓発の仕方が変わってくる。
- ・住居併用の店舗では一般廃棄物と産業廃棄物の分け方が難しい。何が産業廃棄物かが分っていない事業主も多いと思う。

事業系ごみの分別・資源化につきましては、

- ・家庭ではペットボトルや紙類をきちんと分別しているが、職場ではごみとして捨てられるのを見るとジレンマを感じる。事業所でも分別が出来ればもっとごみは減るのではないかと思う。
- ・事業系の資源物には、資源物として処理するルートが確立されていないものがある。
- ・紙類やペットボトルがまとまった量であれば民間の資源化ルートに流せるが、少量の場合はクリーンセンターに搬入するが多い。
- ・現在、クリーンセンターに搬入する場合は、資源物であっても処分費用が掛かるので、計量する前に資源物だけを降ろすヤードを設けるなど、処分費用が掛からないで資源物を搬入できるようなシステムがあれば、分別が進むのではないか。

といったご意見をいただきました。

市といたしましては、事業所の規模や業種といった特性に応じて、広報・啓発を進めていくこと。

また、規制的手法を用いる前提として、中小規模の事業者にも協力を得られやすいように、事業系の資源物を分別して、回収する仕組みを具体化していくことが重要ではないかと受け止めております。

前回の審議内容については以上でございますが、事務局といたしましては、ご意見を踏まえまして、答申書の案を作成して参りたいと考えております。

説明につきましては、ここで一旦区切らせていただき、ご意見等をいただきたいと思います。

<資料1 質疑応答>

【三橋会長】

資料1について説明していただきました。

資料1について、ご意見ご提案等ございましたら、自由にお出しください。

東京都の多摩地域で周辺の市町村と協力して、ごみの問題について広域的な処理を行っているようですが、市川市では、船橋市や松戸市など周辺の市町村と協力して対策を考えるとという構想はあるのでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

船橋市と3回ほど勉強会を実施しております。3回目には、船橋市と一緒に千葉市に伺いまして、ごみ処理に関する問題点や実際の効果等についてお話しを伺ったり参考にさせていただいております。

【三橋会長】

周辺の自治体の同じ業務をしている人達と継続的に話し合い改善点を見つけていくことは大事なことです。市川市単独で検討するよりも良い案や良い処理の仕方などが出てくるかもしれません。今回の答申には記載しませんが、担当している部署では、そういう意識を持ってほしいと思います。

ほかに何かご意見等はございませんでしょうか。

それでは、資料2「その他重点的に取り組むべき事項について」の説明をしてください。

<資料2 説明>

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

つきまして、諮問事項の小項目の3つ目にございます、「その他重点的に取り組むべき事項」についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

ごみの減量・資源化を主な目的とする施策の他に、特に、重点的に取り組んでいく必要があると考えられる事項を、項目出ししたものでございます。

市といたしましては、次期計画においても、本市の目指す持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みにあたっては、環境への負荷を低減するという「環境保全」の視点を最優先した上で、市民・事業者との「協働」や廃棄物処理における「経済性・安定性」の視点を重視していく方針でございますことから、そのためには、ごみ減量・資源化の観点に加えて、排出者の役割と責任を徹底していくことや、ごみ処理の効率性と安定性を確保していく観点から、

- ・不適正排出対策の強化
- ・分別収集体制の見直し
- ・クリーンセンター建て替え計画の具体化

の3点につきましては、特に重点的に取り組む必要があると考えております。

恐れ入りますが、各項目の詳細につきましては、資料3から5を用いて、順次、ご説明させていただき、ご意見を頂戴したいと思います。

<資料3 説明>

資料3をご覧ください。「不適正排出対策の強化について」でございます。

はじめに、1ページの下の<不適正排出とは>の部分をご覧ください。

ここでは、表の説明にございますように、「不適正排出」とは、ごみ集積所に排出されているが、指定ごみ袋を使用していない、排出日時が守られていない、分別状況が悪い等のルール違反があるものとして、空き地や道端など、元々、排出してはならない場所へごみを投棄する「不法投棄」とは、区分して、取り組み内容を整理しております。

それでは、不適正な排出に関する現状と課題でございます。

これまでの、ごみ減量・資源化に向けた施策についての審議におきましても、排出ルールに違反したごみへの対応の必要性について、ご指摘があったところでございますが、ごみの3Rと適正処理を市民・事業者・行政が協働で進めていくためには、排出者の基本的な役割・責任として排出ルールの遵守が求められますが、「指定ごみ袋を使用しない」、「排出日時を守らない」、「分別の状況が著しく悪い」といった排出ルール違反が見受けられます。

不適正な排出は収集作業やリサイクルに支障を来たすほか、ごみ集積所周辺の環境の悪化にもつながり、ルール違反を放置することは公平性の面からも問題があることから、適正な排出を確保していく必要があると考えております。

そこで、取り組みの方向性の案としまして、まず、じゅんかんパートナーや自治会等の協力を得て、基本的な排出ルールを周知するとともに、ごみ集積所のパトロールや排出指導等を通じて、ごみ集積所の管理を強化し、不適正排出の未然防止対策を進めること。

つぎに、ルール違反ごみへ対応の厳格化として、不適正に排出されたごみの取り残しの強化、違反者への指導・罰則制度の導入について検討を進めること。

加えて、家庭ごみ有料化制度の導入に向けた検討にあたっては、排出者が特定しやすく、排出者責任の徹底につながる、戸別収集方式の導入の可能性について検討することを考えております。

つづきまして、関連する資料をご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

市民アンケートのうち、不適正排出に関連する設問への回答結果でございます。

問9の、ごみ集積所における、ごみ出しルールが守られているかどうかにつきましては、9割近くが比較的良好とする評価であった一方、「あまり守られていない」「守られていない」という悪い評価が1割程度ありました。

つぎに、問10のルール違反の内容としましては、「その日に収集するものと違う種類のごみが出されている」が最も多く、つづいて、「ごみが分別されていない」「ごみを出す時間が守られていない」「指定袋を使っていない」という回答が多くございました。

問11のルール違反ごみへの対策につきましては、「啓発の強化」や「違反者の自発的な

改善を促す」といった広報啓発的な手法を望む意見が多かった一方で、「罰則の強化」や「開封調査などにより排出者を特定し指導する」といった、規制的な手法を望む意見は比較的少ない結果となりました。

これは、「罰則などで取り締まる前に、広報啓発することが重要」という考えに加えて、誰もが勘違いなどで、分別等を誤って排出する可能性があるだけに、監視されたり、ごみの中身が調査されることに対する抵抗感があることが、背景にあるのではないかと考えております。

つづきまして、3 ページ・4 ページには、じゅんかんプロジェクトからいただいた関連する意見の抜粋でございます。

主な内容をご説明しますと、重点的に取り組むべきとの提案としましては、まず、ルール違反ごみの対策といたしまして、

- ・ルール違反者に対しては条例で罰則を設けること。
- ・指定袋を使用しないごみの対策としては、基本的に収集しないこと。
- ・ごみ集積場所に注意喚起の掲示をすること

つぎに、市民の意識の改革や高揚を図る提案といたしまして、

- ・ごみ集積所の評価を行い、評価結果のステッカーを貼り付けることや、良い集積所については、広く紹介したり、表彰したりすること
- ・じゅんかんパートナーの役割を市民に認識させ、権限も拡大して、自治会等と連携してルール違反に対する指導を行うこと

4 ページをご覧ください。

その他の提案やアイデアといたしまして、

- ・転入者に対して指定袋のサンプルを渡して説明する。
- ・巡回パトカーや、市役所や大型商業施設での声かけ運動
- ・e モニター制度による市民意識調査の実施
- ・自治会への加入促進
- ・年間のごみ収集日カレンダーの配布

といったご提案をいただいております。

以上のように、「じゅんかんパートナーや自治会と連携して、様々な場面や方法で広報啓発を進めて、市民の意識を高めていくこと」と、「取り残し、注意喚起、罰則等による、ルール違反の防止対策」を並行して取り組むことが必要であるとのことご指摘と受け止めております。

つづいて、5 ページをご覧ください。

取り組みの方向性の案にございました、指導・罰則制度と、戸別収集方式についての概要をご説明いたします。

まず、指導・罰則制度における手続きの流れの例でございますが、はじめに、ルール違反ごみが排出された場合は、ルール違反ごみは収集せずに取り残し、ごみ袋の開封調査な

どにより排出者を特定します。

つぎに、特定した排出者に対して、排出ルールを遵守するよう指導を行います。

指導後もルールが守られない場合は、排出ルールを遵守するよう勧告し、それでも守られない場合には、命令を出します。

最終的に、命令後もルールに違反してごみが排出された場合、過料を徴収するという流れでございます。

最後に、戸別収集方式の特徴について、集積所収集方式と比較したものです。

現在、本市では集積所収集方式を採用しており、約2万1千箇所の集積所がございます。

この方式は、ごみの排出者を特定しにくいいため、不適正な排出への対応が難しく、管理の行き届かない集積所は不適正排出や不法投棄の温床となりやすい反面、集積所にごみがまとまって排出されるため、収集効率が高く、経済的であるというメリットがあります。

一方で、戸別収集方式は、ごみの排出場所が、戸建て住宅は各家庭の玄関先などになるために、そのような場所では、ごみの排出者を特定しやすいため、不適正排出への対応がしやすくなることが期待できるものでございます。

しかし、本市においては、全世帯数の約3分の2が集合住宅に住んでおりますが、集合住宅の場合は世帯別の収集は現実的には困難であり、また、集積所収集方式に比べて効率が低く、収集コストが高くなることや、道路事情によっては、収集が困難であったり、一般車両の通行の妨げになるなど、収集作業上の問題点も考えられるところでございます。

市といたしましては、家庭ごみの有料化を導入する場合には、不適正な排出を防止していくことが、より一層重要となりますことから、ルール違反对策の観点からは、戸別収集方式の導入が好ましいのではないかと考えておりますが、収集コストや作業面での課題もございますので、課題をクリアした上で戸別収集の導入が可能かどうか、今後、詳細に検討してまいりたいと考えております。

1 ページ目にお戻りください。

市といたしましては、その他重点的に取り組むべき事項の1点目として、「不適正排出対策の強化」を進めていくことを考えております。

説明は一旦ここで区切らせていただき、この点に関しまして、ご意見を頂戴したいと思います。

<資料3 質疑応答>

【三橋会長】

「不適正排出対策の強化について」、かなり具体的な内容が取り込まれていると思います。これについて、自由にご意見ご提案を出してください。

【原木委員】

引越しごみについて、業者はごみを出してはいけないと思いますが、どうでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

引越し等の一時的に大量に出るごみにつきましては、クリーンセンターに自己搬入していただくか、市が許可している収集運搬業者に依頼するかでお願いしております。

【原木委員】

引越しの際は、転居届等を市に提出すると思いますが、その際に説明等されているのでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

以前、お配りいたしました「資源物とごみの分別ガイドブック」の中に記述されておりますが、転入時にガイドブックを渡しておりますが、転出時に引越しごみについての説明等をしていないのが実状でございます。

【三橋会長】

転出の際、引越業者が引越しと同時に排出されたごみを処理していると思いますが、現状はどうでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

クリーンセンターまで、引越ごみを収集運搬する場合、ご自身で搬入する以外は、市川市の一般廃棄物の収集運搬の許可が必要となりますので、問合せ等の際はその様にアナウンスしております。

ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に、引越荷物を運送する業務を行う運送事業者が転居する者から文書の交付を受け転居廃棄物を引越荷物運送業者が管理する所定の場所まで運搬し、市町村や一般廃棄物収集運搬業者に引き渡す際には許可が不要であることが示されていますので、その様なかたちで処理されております。

【原木委員】

私の自宅の前にマンションがありまして、2、3年前にかなりの量を捨てていきました。その際は、大家に頼み処理していただいた事例がありました。

【福島委員】

現状と課題、今後の方向性について、かなり丁寧に整理されていると思いますが、どこまで細かく審議していくか判らないところがあります。

現状の不適正排出の件数ですとか、現行、行われている対策ですが、取組みの方向性では、排出ルールの周知やパトロール、集積場所の管理を挙げているのですが、現状どの程度行われているのか、また、それをどう強化していくのか、その点についてお伺いしたい。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

まず、1点目の現状どれくらいの不適正排出があるかですが、市内には2万1千ヵ所のステーションがございます。その中でこの6月に不適正排出が多いステーションの抽出調

査を行いまして、約2千ヵ所、約1割程度に不適正排出の状況があることがわかりました。
具体的な対策につきましては、清掃事業課よりお答えします。

【村越清掃事業課長】

ステーションに指定袋を使用していないですとか、収集日以外のごみを排出するなどの不適正排出されたごみについては、例えば、生ごみについては、1度はステッカーを貼り付けて取り残しを行います。ずっと、そのままにしておくことはしていません。

生ごみについては、次回の収集の際に収集しております。

排出者が取り残されたごみを適正に処理していただければ良いのですが、そのままにしておきますと、ステーションが荒れた状態になってしまうため、周辺環境を考慮して、つぎの収集の際に収集しております。

【代谷委員】

不適正排出されるごみの排出者を特定できるのでしょうか。また、指導や罰則手続き等を行うのは、どなたが行うのでしょうか。

また、家庭ごみを有料化した場合に不法投棄や不適正排出が増加することが予想されますので、その現状を十分に把握しておく必要があると思います。

不適正排出されたごみについても取り残しても次には収集することを排出者はわかっていると思いますので、どのように対応していくのか

【三橋会長】

今回は、不適正排出対策についてですが、不法投棄対策について別の場で審議するのでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

不法投棄について審議いただく予定はございません。

【三橋会長】

それであれば、今回、不法投棄対策についても資料を用意し審議する必要があったのではないかと思います。

私も不適正排出者への指導罰則手続きを誰がやるのか疑問に思っていますのでお答えください。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

不適正な排出をする者への指導や罰則手続きについては、基本的には行政の職員が行うこととなります。

千葉市の例でありますが、正規職員で対応していると聞いております。

開封調査に対しては、かなり、抵抗があるようです。

【三橋会長】

誰がやるかということは、かなり重要なことだと思います。答申に記載するのであれば、主体が誰かを明示する必要があると思います。

有料化を導入することで、不法投棄や不適正排出が増えるのではないかというネガティブな部分への対処の仕方をお答えください。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

まず、1点目といたしまして、広報・啓発活動でございます。

広報いちかわ、Web サイトや自治会回覧・全戸配布のほか、じゅんかんパートナーや自治会と連携してイベント等を開催したり、懇談会や出前講座等により啓発していくことも考えております

2点目といたしまして、集積所の管理でございます。

収集方法を見直し戸別収集への変更を検討したり、集積場所の管理体制の構築や警告看板の設置。

3点目といたしまして、常習者による不適正排出には、直接指導や罰則の適用等を考えております。

また、不法投棄対策としては、投棄される場所が集積場所と限られませんので、多発する空き地ですとか民地に投棄される可能性がございますので、パトロールの強化、警告看板等による周知等が考えられます。

【三橋会長】

それでは、資料3のところは、不適正排出対策の強化ということだけではなく、不法投棄、不適正排出対策とすべきだと思います。

【松本副会長】

関連することですが、12軒で使用している集積所に別の地域からごみを持ってくる人がいます。投棄物に住所が書いてあることもあり、わざわざ、北部の方から運んでくることもあります。その際は、行政と相談して、パソコンよりも手書きの方が有効だということで張り紙などをしました。他の地域の牛乳業者が牛乳箱を捨てて行ったこともありました。不法投棄は地元では顔が見えるので、他の地域に行って捨てることが多いと思います。

また、自治会事務所の前に毎回、分別されていないゴミ袋を置かれていたので、調査し不適正に排出している方がわかったので、自治会長とアパートの管理人に話しをしに行きました。

しかし、やはり後味がとても悪いので、行政が対応していただけることが明記されると安心できると思います。

【三橋会長】

大変貴重なケーススタディを受けたと思います。

中には、見当をつけて集積されている場所に置いていたりする人もいますので、それを取り締まらないと、まじめにやっている住民の人達は不愉快ですし、対策を強化する必要があると思います。

5 ページに罰則適用ということが書いてありますが、実際にはどのような形で行うのでしょうか。また、条例等を定めて法的制度にするということでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

条例化した上で過料を課す形になります。過料については、千葉市、横浜市で2,000円となっております。

【三橋会長】

条例化や手続きの流れをしっかりと考えていく必要があると思います。

もう1点、戸別収集方式と集積所収集方式がありますが、戸建住宅と集合住宅とは違うので、方向として仮に戸別収集方式を重視していくとしても、集合住宅で行うのは難しいと思いますので、集積所収集方式も併用する必要があると思いますが、答申の中ではどのように表記していくのでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

今後、詳細に検討していかなければならないと考えております。

戸別収集に移行した場合に、集合住宅については不公平感もあるかと思えます。

また、戸別収集の場合、排出者が特定しやすい面がございますので不適正排出対策となると思えます。

その辺は今後、検討させていただきたいと思いますが、答申の中では、どちらが良いということではなくて、その様なことを踏まえて検討させていただきたいという内容で入れさせていただければ良いと考えております。

【原木委員】

戸建住宅を戸別収集した場合、コストはどの程度、違うのでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

他市の例といたしまして、藤沢市で平成19年4月から市全域で戸別収集に移行しましたが、ステーション収集の場合、5億6千万円であった費用が、戸別収集に変えて6億8千万円に、約18%1億2千万円増額となっております。

本市では、未だ検討段階であり、藤沢市の例がそのまま当てはまる訳ではございません。

【三橋会長】

藤沢市の場合には、1億2千万円コストが多くなったけれども、効果が上がっているということで続行しているという理解で良いですか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

つい先だっても清掃事業課の職員が視察を行いまして、継続するということでした。

【岩田委員】

サンプル調査をした結果、1割程度の不適正排出があったという実態ですとか、アンケート調査結果からも守られていないという回答が1割程度あったようですが、いきなり罰則を適用するための条例をつくるとか、戸別収集とか、印象だけですが少しギャップがあるような感じがしています。

先程、福島委員が仰ったように、今まで何をやってきて、どれ程の効果があったのか、そして何が足りないのかということ进行分析の方が良いのではないかと思います。

例えば、じゅんかんプロジェクトでご提案があったような集積所の評価などを実施して効果を検証し、それでも駄目ならば、罰則の適用や戸別収集を実施する。また、それらも同時に実施するのか順番をどうするのかとかを、いろいろ考えていく必要があると思います。

案を羅列するだけでは、答申にはならないので、段階的にやっていくならば、こういう形で進めていくといった考え方が必要かなと思います。

【三橋会長】

ありがとうございました。それでは他にご意見等がないようでしたら資料 4「分別収集体制の見直しについて」の説明をお願いしたいと思います。

<資料 4 説明>

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

資料 4 をご覧ください。「分別収集体制の見直しについて」でございます。

現状と課題といたしまして、家庭ごみの分別収集体制につきましては、ごみ量の減少に応じた収集車両台数の削減等により収集コストの抑制を図ってまいりましたが、平成 14 年 10 月の 12 分別収集導入以降、基本的な分別区分や、収集回数についての変更はされておられません。

しかし、ごみの収集量は 12 分別収集の導入前と比較すると大きく減少しており、今後もごみ減量・資源化の取り組みの進展や人口減少等に伴い長期的には排出量が逡減していくものと予想されますことから、ごみ量の減少に対応するとともに、ごみ減量・分別促進、環境負荷の低減、コスト縮減等の観点から、収集体制の見直しが求められているものと考えております。

そこで、取り組みの方向性の案といたしましては、ごみ収集体制の効率化の推進として、ごみ収集量の現状や今後の推移を踏まえて、ごみの収集回数、具体的には燃やすごみや燃やさないごみの収集回数の削減など、ごみ量に応じた効率的な収集体制を検討すること。

また、先ほどご説明いたしましたとおり、不適正排出への対策として、家庭ごみ有料化制度の導入の検討と合わせまして、戸別収集方式の導入の可能性について検討するというものでございます。

つづきまして、関連する資料をご説明いたします。

2 ページ目をご覧ください。

上の表が、現在の分別区分、ごみの収集回収や収集車両の台数でございます。

燃やすごみの収集回数は週 3 回、燃やさないごみと有害ごみは同一の車両で週 1 回、ビンとカン、新聞等の紙類と布類、プラスチック製容器包装類、この 3 種類は、それぞれ週 1 回となっており、合計で 93 台の委託車両にて、収集を行っております。

下の表が、ごみの収集カレンダーの例でございます。

毎週、各曜日に出すごみや資源物の種類が決まっており、週によって違うということはありませんが、祝日の収集については、ごみの種類などによって収集するかどうか異なる点がございます。

3 ページ目をお願いいたします。

3 ページの表は、12 分別収集導入前からの、ごみ収集量の推移をまとめたものでございます。

収集回数を見直しを検討しようと考えております。燃やすごみと燃やさないごみ・有害ごみの状況ですが、燃やすごみは、12 分別収集導入前と比較して、収集量が約 3 割減少しております。12 分別収集導入により容量が高張るプラスチック製容器包装類、紙類、布類を資源として分別対象としたことから、排出時の容量についても減少しているものと考えられます。

同一の車両で収集している、燃やさないごみと有害ごみを合わせた収集量も、同様に約 3 割減少しており、燃やさないごみ・有害ごみは、もともと収集量が少ないため、1 回の収集につき、集積所 1 箇所あたりの平均排出量は約 3.5 kg 程度で、ごみ袋 1 袋分程度の量しか出されていないこととなります。そのために、収集車両は、沢山の集積所を走り回らないと、なかなか、まとまった量のごみを集めることが出来ないという、効率の悪い状況にございます。

4 ページ目をご覧ください。

市民アンケートのうち、1 週間のごみ袋の使用枚数と、ごみの収集回数についての回答結果です。

問 7 では、「1 週間のごみ袋の使用枚数を教えてください」という問いに、まず、燃やすごみは週 3 回の収集ですが、ごみ袋の使用枚数は週 2 枚以下が約 6 割、また、燃やさないごみは週 1 回の収集ですが、週 1 枚未満が 7 割を占めている状況にあり、ごみの収集回数に比べると、実際にごみを排出する回数は少ないという世帯が多いのではないかと考えられます。

問 8 「ごみの収集回数（頻度）についてどう思いますか」という問には、一方で、ごみの収集回数については、現在の回数が「ちょうど良い」と回答した方が多く、「減らしても良い」と回答した方は、燃やさないごみでは約 2 割いたものの、燃やすごみでは約 1 割にとどまる結果でございました。

これは、ごみの収集頻度に合わせて、ごみを排出されている世帯があることに加えて、実際の排出頻度は、収集頻度よりも少ない場合でも、ごみを出せる機会が多い方が便利だと感じる方が多いからではないかと受け止めております。

つづきまして、5 ページは、じゅんかんプロジェクトからの提案でございますが、

ごみ減量策としての提案といたしまして、資源物の分別を増やすことや、資源物の対象

を増やすことに加えて、周辺自治体や集積場所の現状から、燃やすごみの収集回数は週 2 回へ、燃やさないごみは隔週にしてはどうかといった、ご提案がありました。

最後に、近隣市の状況をまとめたものが、6 ページの表でございます。

可燃ごみ、不燃ごみの収集回数を中心にご説明いたしますが、可燃ごみについては、いずれの自治体も週 2 回か 3 回ですが、プラスチック製容器包装の分別収集との関係に着目いたしますと、プラスチック製容器包装の集積所収集を実施している自治体のうち、可燃ごみの収集が週 3 回なのは本市と松戸市で、柏市、江戸川区、葛飾区は週 2 回の収集となっており、プラスチック製容器包装の集積所収集を実施していない自治体のうち、有料化を実施している千葉市は週 2 回、有料化していない船橋市と浦安市は週 3 回となっております。

可燃ごみの減量との関連がある、プラスチック製容器包装の分別促進や家庭ごみ有料化との関係性も踏まえて、収集回数の見直しを進めていく必要があるものと考えております。

また、不燃ごみについては、月 2 回の自治体が多く、船橋市にあっては月 1 回で、本市の回収頻度の高さが目立っており、近隣市との比較の面では、収集回数の削減は妥当ではないかと考えております。

1 ページ目にお戻りください。

取り組みの方向性（案）の 2 点目の「戸別収集方式の導入の検討」に関しましては、主に「不適正排出対策の強化」の観点から収集の仕組みを検討するものであり、先ほど、ご説明したように、収集の効率性の観点からは不利な部分がございますが、収集体制の見直しに関わることございますので、項目として掲げたものでございます。

本市といたしましては、「分別収集体制の見直し」に関しまして、特に、ごみの収集回数の削減については、排出者の利便性、ごみの出しやすさという観点から市民サービスの低下ではないか、ということで、削減することに否定的なご意見があることは承知しておりますが、一方で、家庭ごみ有料化や戸別収集を導入する場合も想定しつつ、ごみの減量や分別促進や、収集効率の確保といった観点から、しっかりと検討していかなければならない事項であると考えております。

以上で、説明は一旦ここで区切らせていただきたいと思います。

<資料 4 質疑応答>

【三橋会長】

それでは、「分別収集体制の見直しについて」説明がありました。

この説明について、ご意見ご提案ご感想などあれば、ご自由にお出しください。

【柳澤委員】

6 ページの表を見ますと、千葉市、船橋市はプラスチック製容器包装類を回収してないようですが、可燃ごみとしているのでしょうか。私どもは、当たり前のようにプラスチック製容器包装類をペットボトルと一緒に分別しているのですが、他市では状況が違うのか教えてください。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

可燃ごみとして収集しております。大規模な店舗でトレイなどは店頭回収しているほかは、行政としての収集は、可燃ごみとして行っております。

【三橋会長】

他にいかがでしょうか。

【福島委員】

分別収集体制の見直しについては、通常ですと、排出されるごみの量が減ってきたので燃やすごみの収集回数を減らして、その代わりに費用負担をあまり増額とにならないように、分別の区分をより細かくするという形が一般的だと思います。

しかし、市川市の場合は、既に資源ごみについては分別が進んでいると思います。

収集回数を減らした場合、収集車両がどれほど減って、収集費用がいくら削減されるかが気になりますが、削減された費用で、先程の不適正排出の指導などに充てる。集積所での指導等を職員で行うということでしたが、かなり増員となるように思いますが、それを嘱託等で行うということになると費用がかかりますので、資料3と資料4で出てきたものは関連していると考えます。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

ありがとうございます。まさしく、その点につきましては、環境清掃部で考えております。全体の中で歳入歳出を考えてやっていく、財政当局ともよく調整して進めていきたいと考えております。

【安東委員】

12 分別収集をやってきて、戸別収集について議論する機会があったと思いますが、戸別収集に移行したとしても、捨てる人は変わらないと思います。

自治会でごみの減量について議論したり、実践したりしていますが、自治会に入っていない方も多くいますし、その辺を私たちが、どのようにしていくか考える必要があると思います。戸別収集や罰則の適用も当然かもしれませんが、ごみを減らしたり、ルールを守ったりすることは、地域でしっかりしていかなないと出来ないことだと思います。

例えば、認知症などで自身でゴミを正しく出せない方もいますし、地域でそういう方を守っていかなければいけません。

じゅんかんパートナーなど自治会にはおりますので、常にパトロール等を行っていますが、自分たちの意識を変えていくということが前提だと思います。

ごみ出しに関するルールなどは審議会の意見を聴きつつ行政で決めていくことですが、市民の意識が変わらないと戸別収集などを行っても同じだと思いますので、市も弱腰にならずに、広報などで「私たち市民が協力しないとできない」という内容で強く呼びかけて

いただきたいと思います。

【三橋会長】

ありがとうございました。市がリーダーシップをとって頑張ってください。
他にございますか。

【松本副会長】

関連で伺いますが、4 ページの不燃ごみ袋の使用枚数ですが、6 ページの他市の収集回数と比較してみても、週 1 枚未滿は妥当かと思えます。私の家では月 1 枚でも十分です。私どもの集積所を見ても 12 軒あっても余り排出されていませんので、収集回数を減らすことで経費の削減になると思えます。

もう 1 点 5 ページのペットボトルとプラスチック製容器包装類を分けて 13 分別にすると良いと思うのですが、プラスチック製容器包装類は助燃材になると聞いたことがありますし、ほしい物はペットボトルとキャップだけだという話もあります。

自治会などでもペットボトル以外のプラスチック類の分別の仕方の相談を受けることが多いし、マヨネーズのボトルを綺麗に洗ってプラとして分別している方もいて、そういう方には、水環境に影響が大きいので、汚れたものは燃やすごみに入れてくださいといっていますが、その辺はどうでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

先の審議会でもその様なお話がございますが、ガイドブックにも記述されておりますが、軽くすすいでも落ちないようなものは燃やすごみとして排出していただくようお願いしております。助燃材のご指摘につきましては、コークス炉で用いる原料炭の代替として使用しております。本市のクリーンセンターはストーカ炉のため、資源として収集されたプラスチック製容器包装類は、資源化されております。

【石井委員】

収集回数の見直しについてお伺いしたいのですが、まず、燃やすごみを 3 回から 2 回に減らすということは、可燃ごみの中からプラスチック類や紙類をリサイクルの方に誘導する目的があるということだと思えます。そうした場合、紙ごみは現在、民間施設の方にリサイクルの流れがつくってあるので間に合うと思うのですが、プラスチックの方の場合は、日鐵物流のリサイクル施設に入っていると思うのですが、プラスチックごみが増えた時に、対応できる施設なのかどうかを確認しておきたいことと、有料化した場合、指定袋にいくらか上乗せして収入としてあげていくと思えますが、その公金の流れを管理する必要があると思えますので、その管理をどうするのかお聞きします。

【村越清掃事業課長】

1 点目の燃やすごみを 3 回から 2 回に減らすことについてですが、ごみ量のところで説明いたしましたように 12 分別実施前から現在では可燃ごみの量が減ってきていることが、ひとつ大きな理由でございます。当然、12 分別のときに紙とかプラスチックなどの資源物をより一層充実していこうということで 12 分別収集を実施したわけで、資源化ルートは、ずっと維持しております。

人口減少とかごみ量の減少とかいう現象が実際にデータとして出てきておりますので、それらを踏まえて、もっと資源化を促進していくべきではありますけれども、可燃ごみの量自体が、もう少し減るという予想がありますので、週2回がある程度、可能であるということが言えることです。

また、プラスチックは可燃ごみの方に汚れたものは入っている部分もあります。

ただし、可燃ごみの方に入っているプラスチックの量がそれ程多いというふうには見ておりません。施設の容量には限りがありますけれども、受け入れについては、例えば、施設を増強して対応する必要はないだろうと考えております。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

私の方から、有料化した場合の歳入の管理についてお答えいたします。千葉市の例でございますが、千葉市では基金を設置して運営しているようでございます。

本市におきましては、そのような事例を参考にさせていただきながら、今後どのように進めていくか検討してまいりたいと考えております。

【三橋会長】

それでは、他に何かございますか。

ないようですので、「資料 5 クリーンセンターの建て替え計画の具体化について」の説明をお願いします。

<資料 5 説明>

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

資料 5 をご覧ください。「クリーンセンターの建て替え計画の具体化について」でございます。

はじめに、現状と課題としまして、平成 6 年に稼働開始したクリーンセンターにつきましては、老朽化に対応するために、平成 22 年度から 25 年度にかけて施設の延命化事業を実施しており、平成 35 年度までの操業を予定しております。

新たなごみ処理施設の整備には概ね 10 年を要するため、将来に向けて安定した処理体制を確保する視点から、施設の更新に向けた取り組みを具体化していく必要がございます。

そこで、取り組みの方向性の案としましては、新施設の整備・運営に向けた調査・検討ということで、現クリーンセンターの代替となる新施設の整備・運営に向けた調査・検討を進め、建て替え計画を具体化する。

建て替えにあたっては、現施設の南側の敷地を建設用地として活用し、高効率なエネルギー回収等により環境負荷の低減に寄与するとともに、大規模な災害が発生した際におきましても、安定して稼働できる強靱なごみ処理システムの構築を目指すものでございます。

参考資料として、2 ページ目は、現在のクリーンセンターの概要でございますが、本市のクリーンセンターは、可燃ごみの焼却施設と不燃・粗大ごみの破碎処理施設の 2 つが一

体的に整備されており、本市が有する唯一のごみ処理施設でありますことから、本市の市民生活を支える上で、必要不可欠の施設でございます。

3 ページには、参考に、現在の基本計画に記載されている、クリーンセンターの整備スケジュールを示しております。

4 ページ目最後に、クリーンセンターの全体配置図をお付けしております。

建て替え用地につきましては、現在の施設の南側（図面では右側）の、余熱利用施設であるクリーンスパ市川に挟まれた用地（元々、旧清掃工場があった部分）を活用するものでございます。

1 ページ目にお戻りください。

クリーンセンターにつきましては、今後も、本市のごみ処理機能に空白期間が生じないよう、安定的にその機能を確保していく必要がございますので、本市といたしましては、今後、建て替え計画を具体化し、着実に作業を進めることで、現施設の稼働を確保しつつ、つぎの施設の稼働開始につなげていく考えでございます。

説明は以上でございます。

<資料 5 質疑応答>

【三橋会長】

「クリーンセンターの建て替えの具体化について」説明をしていただきました。
この件について、ご質問ご提案などあればお出してください。

【岩田委員】

「大規模な災害に対して強靱なシステムの構築」とあり、この点は重要なことだと思いますが、建物自体が強いというのは勿論ですが、海のそばでもあり、津波等にも対抗できるように考えていただきたい。東北では、建物は大丈夫であったけれども、津波で地下などが浸水し、設備が動かなくなって稼働できなくなったという例もあったようですので、そういうことも考えておかなければならないし、一方、発電施設も設置すると思うので、災害時に地域の電力供給源の一つとして使えるような形にしておく、停電になっても自力で発電してごみ処理を可能にする施設になるよう考えていただきたい。

また、クリーンセンター自体が地域の避難所の役割を果す施設にするのかどうか等、クリーンセンターだけの問題ではありませんが、市川市の場合は、最終処分場がないというお話しでしたので、災害廃棄物が出た時に仮置場をどうするのかとか、それらを含めて、将来到来する大規模な災害に備えて準備しておかなければいけないと思います。

災害に対して、市全体でどうするのか、その中でクリーンセンターの役割をどうするのかということを明確にして検討を進めていただきたいと思います。

【三橋会長】

他にございませんか。

いずれにしても大規模な災害に対して、強靱な施設をつくる場合には、当然、専門家に委託して細部を検討するようになると思いますが、そういう専門業者と協議していくのでしょうか。

【川島クリーンセンター所長】

来年度以降、新クリーンセンターの建設に向けて、どういう整備方針をたてて、それから具体的な整備計画をたてていく考えです。仰るとおり、地域の防災拠点として防災計画にも位置付けて、強靱なごみ処理システムを構築していくつもりです。

また、その様な形で既に国からの交付金の交付率も変わってきておりますので、施設で発電して熱回収していく自立型の施設としていく予定です。それについては、コンサルタント業者と協議しながら、最も望ましい姿で新クリーンセンターを構築していきたいと考えております。

【三橋会長】

ありがとうございました。

クリーンセンターの建て替えについては、事務局から説明していただきましたが、何かご意見等ほかにございましたらお出しください。

【金子俊郎委員】

クリーンセンターの建て替えが将来あるということですが、私どもの学校はクリーンセンターに歩いていける位置にありますので、子供たちが見学に行っております。

それで、ごみ問題等の学習をしてきておりますので、将来、建て替えされる場合も、ごみ問題やエネルギー等の学習ができる機能を有した施設にしていきたいと思っております。

【川島クリーンセンター所長】

現在のクリーンセンターでは、環境学習の場として見学に来ていただいておりますが、今後も市民に開かれた施設として、ごみ処理、資源物の有効利用、また、熱エネルギーの回収、環境学習の場として、環境への関心や理解も含めて、そういったことの発信基地としていきたいと考えております。

【原木委員】

地元の住民といたしまして、防災拠点というお話しがありましたけれども、恐らくこの辺は海拔 1m 前後だと思いますが、南側が海で北側 1~2km が住宅地です。津波が発生した場合、下流に避難する住民はいないと思いますので、そこに避難所等を設置していただいても地元は猛反発すると思います。少し北側にある信篤小学校ですとか高谷中学校、あるいは二俣小学校でも南側に位置しているため、避難できないという反発が出ています。

以上、参考にしていただければと思います。

【川島クリーンセンター所長】

防災拠点にもいろいろございまして、クリーンセンターは緊急避難所というよりも、津

波・震災後の防災拠点として、地下も大きいスペースを取れますのでストックヤードやエネルギーの供給源など、防災後の拠点となると考えております。

いずれにせよ、防災拠点となりうる災害に強い施設にしていくと考えております。

【福島委員】

10年後の新しいクリーンセンターということですが、現行で200t×3基ということですが、既に平成13年度に対してごみは3割減っているということと、今後、分別の徹底、戸別収集や家庭ごみの有料化制度を導入していくと、さらにごみは減っていくとなると、その燃やすごみの量が新施設の規模のベースになるということと。

市として、どこまでごみの量を落としていくのか、目標値をどこにおくのか、この施設計画や有料化はリンクしていくと思いますので、総合的に検討していく必要があると考えます。

【三橋会長】

どうもありがとうございました。

福島委員の発言については、要望・提案ということで参考にしてください。

クリーンセンターの建て替えは、大きなプロジェクトになるわけですから、いろいろな意見等を吸収して取り組んでいただきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

ないようですので、「議題の2 その他」について、事務局からお願いします。

<議題2>

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

事務局より2点ございます。

まず1点目は、本日お手元に配布させていただきました「じゅんかんニュース」についてでございます。これは、平成26年10月15日に発行した最新号でありまして、今週、約230の自治（町）会に回覧を依頼したものでございます。

参考までにご覧いただければと思います。

2点目といたしまして、次回の審議会の開催予定についてご案内させていただきます。

次回は、11月21日（金）午前10時から開催させていただきたいと考えております。

また、内容といたしましては、本日までの審議を踏まえました答申の案について、ご審議いただく予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

<閉会>

【三橋会長】

それでは、以上をもちまして、第72回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会させていただきます。

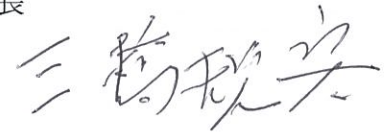
お忙しいところ、皆様、お集まりいただきましてありがとうございました。

(終了 午前 11 時 45 分)

平成 26 年 11 月 18 日

市川市廃棄物減量等推進審議会

会 長

Handwritten signature in black ink, appearing to read '三輪 稔' (Mitsunori Tsuru).